

大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金交付要綱

(目的)

第1 コロナ禍における原油価格高騰により、経営に大きな影響を受けている運輸事業者の事業継続を支援し、社会インフラとして旅客及び貨物の安定かつ安全な運行を確保するため、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ロに掲げる一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 法第3条第1号ハに掲げる一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に掲げる貨物自動車運送事業を営む者をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業者及び個人事業主をいう。

(支援金の交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で継続して事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業者
- (2) 市内に本社又は営業所等を有する中小企業者等
- (3) 岩手県が実施する貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金、タクシー事業者運行支援緊急対策交付金又は運輸事業者運行支援緊急対策支援金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた者
- (4) 支援金の受領後も旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を継続する者

(支援金の交付対象車両)

第4 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業者の保有する事業用自動車のうち、使用の本拠の位置が市内の住所で、県補助金の交付決定を受けたものとする。

(支援金の額)

第5 支援金の額は、次に定める1台当たりの単価に交付対象車両の台数を乗じて得た額とする。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する事業用自動車 4万円
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の保有する事業用自動車 1万円
- (3) 貨物自動車運送事業者の保有する事業用自動車（ただし次の(4)、(5)及び被牽引車を除く） 4万円

- (4) 貨物自動車運送事業者の保有する事業用霊柩自動車 2万円
 - (5) 貨物自動車運送事業者の保有する事業用貨物軽自動車 2万円
- (支援金の交付申請及び請求)

第6 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に県補助金の受給を証する書類及びその他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第7 市長は、第6の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、支援金の交付を決定し、大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)又は大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項のとおり交付を決定したときは、速やかに支援金を申請者に交付するものとする。

(申請の取下期日)

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、支援金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(支援金の交付の決定の取消し等)

第9 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書又は関係書類に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (3) その他不正な行為があると認めるとき。

(支援金の返還)

第10 第9の規定により支援金交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る支援金が既に支払われているときは、補助事業者は、14日以内にその返還をしなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年10月5日商工港湾部長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、当該年度の支援金に限り適用する。ただし、第9及び第10の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則(令和4年11月8日商工港湾部長決裁)

1 この要綱は、令和4年11月8日から施行する。